

茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例

令和6年4月1日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 個人情報の保護に関する事項については、茨城町個人情報保護法施行条例（令和5年茨城町条例第3号）に規定する個人情報の保護に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。